

食安発第 0804002 号
平成 18 年 8 月 4 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 148 号）」及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 18 年厚生労働省告示第 469 号）」が本日公布され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されることとなるので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

乳等省令に示す乳等の成分規格に係る試験法及び告示に示す添加物の試験に用いる試液に規定される石綿については、平成 18 年 1 月 19 日付け食安基発第 0119002 号において代替製品を使用するよう通知したところであるが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）の一部が改正され、石綿を含有する製品の製造、使用等が禁止されること等に伴い、乳等省令及び告示の一部を次のように改正したこと。

1 乳等省令関係

別表二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部（七）乳等の成分規格の試験法の款（1）の 7 の a 及び同款（3）の 1 について、「石綿付金網」及び「石綿網」を用いない形に改正したこと並びに所要の改正を行ったこと。

2 告示関係

第2 添加物の部C 試薬・試液等の項1. 試薬・試液のモリブデン酸アンモニウム試液の目及び同項2. 容量分析用標準液の0.02 mol/l 過マンガン酸カリウム溶液の目について、「石綿」を用いず、「ガラス繊維ろ紙」及び「ガラスろ過器（G4）」を用いる形に改正したこと。

第2 適用期日

平成18年9月1日から適用すること。